

長和町地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一つとして、町内における新エネルギーの導入を促進するため、地球温暖化対策設備の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長和町補助金等交付規則（平成17年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化対策設備とは、住宅用太陽光発電システム、住宅用定置型蓄電システム（以下「地球温暖化対策設備」という。）のことをいう。
- (2) 住宅用太陽光発電システムとは、次のいずれにも該当するものこという。
 - ア 住宅、物置、車庫等に設置するもの
 - イ 発電した電気の一部又は全部を住宅等で使用するもの
 - ウ 町長が別に定める要件に適合するもの
- (3) 住宅用定置型蓄電システムとは、次のいずれにも該当するものこという。
 - ア 住宅等に設置し、住宅用太陽光発電システムと連結するもの
 - イ 連結された住宅用太陽光発電システムで発電した電気を蓄えることができ、その電気を住宅等で使用することができるもの
 - ウ 町長が別に定める要件に適合するもの
- (4) 系統連携 (1)の住宅用太陽光発電システムを次のア及びイのいずれにも該当する状態とすることをいう。
 - ア 対象システムで発電された電力のうち、対象システムを使用する者が使用しなかった電力（以下「余剰電力」という。）が、一般電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の所有する電線路に流れるよう対象システムが接続されている

こと。

イ 余剰電力について一般電気事業者が購入することとなっていること。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住し、若しくは居住する予定の町内の住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）に対象システムを設置し、かつ、系統連系を行った者（対象システムの購入若しくは設置又は系統連系を行おうとする者を含む。）又は対象システムが設置された町内の新築住宅を購入しようとする者とする。

2 前項の定めにあてはまる者で町税及びそれに準ずる納付金の滞納がない者とする。対象者の滞納の有無を確認するため、申請者は納税状況等調査同意書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金額等は、次のとおりとする。

対象経費	補助金額等
住宅用太陽光発電システム	(1) 1キロワット当たり3万円に対象システムを構成する太陽電池の最大出力の値（キロワット単位とし、小数点第2位未満の端数が生じた場合は、小数点第3位を四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。 (2) 既存設備の更新の場合は、設置から17年を経過していること。
住宅用定置型蓄電池システム	(1) 費用の10分の1以内。ただし、10万円を限度とする。 (2) 既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、対象経費の種類ごとに、同一の補助対象者について当該年度において1回限りとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地球温暖化対策設備に係る設置工事に着手する前に、長和町地球温暖化対策設備設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 地球温暖化対策設備の購入及び設置に係る契約書の写し

(2) 前号に規定する書類で地球温暖化対策設備の購入及び設置に係る費用の明細が確認できない場合は、当該費用の明細が明記された書類（地球温暖化対策設備の販売又は設置を行った事業者が作成したものに限る。）

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、長和町地球温暖化対策設備設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認申請及び決定)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに長和町地球温暖化対策設備設置補助金計画変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、長和町地球温暖化対策設備設置補助金計画変更・中止・廃止決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、地球温暖化対策設備の設置等が完了した後、速やかに長和町地球温暖化対策設備設置補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) システム設置費用に係る領収書の写し及び内訳書

- (2) 対象システムの設置状況が分かる複数の箇所の写真
- (3) 一般電気事業者との系統連系に関する契約書の写し（住宅用定置型蓄電池システムのみ申請の場合は除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めるもの
（交付額の確定及び通知）

第9条 町長は、前条の補助金実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、長和町地球温暖化対策設備設置補助金確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条 前条の規定により補助金確定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金確定通知書の交付日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、長和町地球温暖化対策設備設置補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（協力）

第11条 町長は補助決定者に対し、必要に応じて売電量及び買電量に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。